政令

国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

平成二十二年三月二十六日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

政令第四十二号

国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）第七十二条の三第五項、第七十二条の四第四項、第七十九条第五項、第八十条第三項、第百二条の三第二項及び第三項並びに附則第十二条の十二第四項、国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第百五号）附則第三十五条第四項及び第六十六条、厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）附則第三十条第一項及び第三十三条第三項、国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第二十一号）附則第十二条第七項及び附則別表並びに国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第百三十号）附則第四条第二項、第七条第一項第二号及び第二十五条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

（国家公務員共済組合法施行令の一部改正）

第一条　国家公務員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百七号）の一部を次のように改正する。

第十一条の十第一項中「その刑に処せられた場合、組合員が」を「その刑に処せられ、又は」に改める。

第十五条中「次条において同じ。」を削り、「全部」を「うち、組合の長期給付と地方の組合の長期給付の円滑な実施を図るために同条第一項第二号に規定する国の長期給付等に係る収入とすることが適当でないものとして財務大臣が定めるもの以外のもの」に改める。

第十六条中「長期給付」の下に「（基礎年金拠出金を含む。）」を加え、「全部」を「うち、組合の長期給付と地方の組合の長期給付の円滑な実施を図るために同条第一項第二号に規定する国の長期給付に係る支出とすることが適当でないものとして財務大臣が定めるもの以外のもの」に改める。

附則第七条の三第一項中「三・二パーセント」を「四・一パーセント」に、「三パーセント」を「二パーセント、平成二十一年四月から平成二十二年三月までの期間については年三・二パーセント、平成二十二年四月から平成二十三年三月までの期間については年一・八パーセント、平成二十三年四月から平成二十四年三月までの期間については年一・四パーセント、平成二十四年四月から平成二十五年三月までの期間については年一パーセント、平成二十五年四月から平成二十六年三月までの期間については年二パーセント、平成二十六年四月から平成二十七年三月までの期間については年二・二パーセント、平成二十七年四月から平成二十八年三月までの期間については年二・四パーセント、平成二十八年四月から平成二十九年三月までの期間については年二・六パーセント、平成二十九年四月から平成三十年三月までの期間については年二・八パーセント、平成三十年四月から平成三十一年三月までの期間については年三パーセント、平成三十一年四月から平成三十二年三月までの期間については年三・二パーセント）に改める。

（国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正）

第二条　国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和六十一年政令第五十六号）の一部を次のように改正する。

第六十四条及び第六十六条中「三・二パーセント」を「四・一パーセント」に、「三パーセント」を「二パーセント、平成二十一年四月から平成二十二年三月までの期間については年一・八パーセント、平成二十三年四月から平成二十四年三月までの期間については年一・四パーセント、平成二十四年四月から平成二十五年三月までの期間については年一パーセント、平成二十五年四月から平成二十六年三月までの期間については年二パーセント、平成二十六年四月から平成二十七年三月までの期間については年二・二パーセント、平成二十七年四月から平成二十八年三月までの期間については年二・四パーセント、平成二十八年四月から平成二十九年三月までの期間については年二・六パーセント、平成二十九年四月から平成三十年三月までの期間については年二・八パーセント、平成三十年四月から平成三十一年三月までの期間については年三パーセント、平成三十一年四月から平成三十二年三月までの期間については年三・二パーセント）に改める。

（国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正）

第三条　厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成九年政令第八十六号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「三・二パーセント」を「四・一パーセント」に、「三パーセント」を「二パーセント、平成二十一年四月から平成二十二年三月までの期間については年二・八パーセント、平成二十二年四月から平成二十三年三月までの期間については年二・六パーセント、平成二十三年四月から平成二十四年三月までの期間については年二・四パーセント、平成二十四年四月から平成二十五年三月までの期間については年二パーセント、平成二十五年四月から平成二十六年三月までの期間については年一・八パーセント、平成二十六年四月から平成二十七年三月までの期間については年一・六パーセント、平成二十七年四月から平成二十八年三月までの期間については年一・四パーセント、平成二十八年四月から平成二十九年三月までの期間については年一・二パーセント、平成二十九年四月から平成三十年三月までの期間については年一パーセント、平成三十年四月から平成三十一年三月までの期間については年三・八パーセント、平成三十一年四月から平成三十二年三月までの期間については年三・六パーセント）に改める。

（厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う国家公務員共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令の一部改正）

第四条　国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令（平成十六年政令第二百八十六号）の一部を次のように改正する。

（国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令の一部改正）

第四条第三項中「三・二パーセント」を「四・一パーセント」に、「三パーセント」を「二パーセント、平成二十一年四月から平成二十二年三月までの期間については年三・二パーセント、平成二十二年四月から平成二十三年三月までの期間については年一・八パーセント、平成二十三年四月から平成二十四年三月までの期間については年三・四パーセント、平成二十四年四月から平成二十五年三月までの期間については年三・六パーセント、平成二十五年四月から平成二十六年三月までの期間については年三・八パーセント、平成二十六年四月から平成二十七年三月までの期間については年四パーセント）に改める。

第十四条第三項中「三・二パーセント」を「四・一パーセント」に、「三パーセント」を「二パーセント、平成二十一年四月から平成二十二年三月までの期間については年三・二パーセント、平成二十二年四月から平成二十三年三月までの期間については年一・八パーセント、平成二十三年四月から平成二十四年三月までの期間については年三・四パーセント、平成二十四年四月から平成二十五年三月までの期間については年三・六パーセント、平成二十五年四月から平成二十六年三月までの期間については年三・八パーセント、平成二十六年四月から平成二十七年三月までの期間については年四パーセント）に改める。

（国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令の一部改正）

第四条　国家公務員共済組合法施行令等の一部を改正する政令（平成十六年政令第二百八十六号）の一部を次のように改正する。